

総務教育常任委員会資料

(令和5年11月30日)

〔 件 名 〕

ページ

- とっどりの若者による政策提案会について
【とっどり未来創造タスクフォース】・・・2
- 令和5年度山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトについて
【企画課】・・・3
- 全国知事会等の活動状況について
【総合統括課】・・・4
- 鳥取県ブランド保護・向上のための取組について
【広報課】・・・6
- 個人情報に記載した書類の誤送付について
【税務課】・・・7
- 「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について
【デジタル基盤整備課】・・・8

政策戦略本部

とっどりの若者による政策提案会について

令和5年11月30日

とっどり未来創造タスクフォース、県民参画協働課

県庁若手職員で構成された「とっどり未来創造タスクフォース」と、県内の高校生から30代までの方で構成された「とっどり若者活躍局」が合同で「とっどりの若者による政策提案会」を開催し、知事に対して政策提案等の中間報告を行いました。

今回の政策提案会を皮切りに、地域課題の解決に資する提案内容を練り上げ、県の政策への反映に向けて進めていきます。

1 開催概要

- (1) 日時 令和5年11月11日(土) 10時～11時
- (2) 場所 SANDBOX TOTTORI (鳥取市浜坂)
- (3) 出席者 とっどり若者活躍局メンバー(8名*)、とっどり未来創造タスクフォース(5名)、知事、副知事、統轄監、関係部長
*若者活躍局メンバー全36名(高校生5名、大学生18名、社会人13名)のうち8名が参加

※提案会の様子はYouTubeでライブ配信を行い、後日YouTube鳥取県公式チャンネル「とっどり動画ちゃんねる」で配信するとともに、FM鳥取及びDARAZ FMにおいて11月下旬以降10回程度放送する予定。

2 政策提案の概要

以下の分野ごとに、若手県民目線の各種アイデアについて県幹部と意見交換を行いました。(今後、政策としての実現性や効果など、さらなるブラッシュアップを図る予定)

- (1) 移住・定住、地域活性化
 - ・移住・定住したくなる住環境と就業体験の提供
 - ・移住検討者やTeenの心をわしづかみ！移住プロモーション強化、若者Uターン・定住促進機能の強化
 - ・「何もない」を強みにした地域活性化
- (2) 出会い・出産・子育て
 - ・子育てしやすい環境づくり・小中高の学生への支援促進
 - ・産後ケア制度の仕組みの見直し
- (3) 情報発信、未来創造、県庁改革
 - ・県全体の発信力の底上げ、SNSで情報発信できる人材の育成
 - ・若者による公開ラジオ放送、若者世代のサードブレイス創出、30年後の鳥取県未来予想図
 - ・学生向けおためし社長プロジェクト
 - ・人材育成制度改革、人事評価制度改革、県庁オフィス環境の見直し

3 とっどり若者活躍局の活動報告

政策提案と併せて、とっどり若者活躍局自らが実施する取組概要についても中間報告しました。

- ・学生と若手社会人を繋ぐ「コネクトカフェ」(高校生・大学生と若手社会人との本音を語る交流機会の創出)
- ・鳥取砂丘テーマパーク化(年中楽しめるよう鳥取砂丘で非日常を味わえるイベントを開催)
- ・商店街ラクガキしちやい隊(地域活性化に向けて子どもと一緒にシャッターペイントを実施)
- ・インバウンド増加戦略(氷ノ山で留学生を対象としたモニターツアーを開催し、観光政策に反映)
- ・「鳥取県には何もない」を調査！地域を知り発信できる若者の育成(撮影スキルを学び、県内各地の映像を発信)
- ・個人端末で観光と魅力発信(県外からの観光客も巻き込んだSNSでのフォトコンテスト実施)



令和5年度山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトについて

令和5年11月30日
企画課

山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトについて、11月14日の両県副知事への最終発表をもって令和5年度の活動が終了しましたので、概要を報告します。

1 山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトとは

鳥取県及び島根県の若手職員が連携し、両県共通の課題を解決するための政策立案プロセスの実践を通し、互いに交流を深めるとともに、課題解決の糸口を見つけ、両県がともに発展することを目的として実施。

平成20年から「鳥取県・島根県若手職員交流セミナー」として実施していたが、令和2年度からは、より政策提言機能と若手職員の人材育成を強化した取組としている。

2 今年度の活動状況

山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトメンバー6名（20・30代の職員を両県から3名ずつ）が、オンライン会議等も活用しながら精力的にミーティングを重ね、提案をまとめた。

6月2日	結成式・キックオフミーティング
6月13日	政策形成研修
6月28日、7月7日	両県の結婚支援センターへのヒアリング
7月13日	令和5年度しまね結婚支援施策推進会議への参加
7月14日	米子市へのヒアリング
8月6日	婚活イベント視察
8月7日	飯南町へのヒアリング
8月10日	状況報告(第1回)、出雲市へのヒアリング
8月30日	中間発表
9月29日	状況報告(第2回)
11月14日	山陰両県若手職員交流・連携プロジェクト最終発表

3 プロジェクトの最終発表

(1) 日 時 11月14日（火）午後2時30分から3時30分まで

(2) 場 所 米子コンベンションセンター 第8会議室

(3) 出席者 プロジェクトメンバー 6名（20・30代の職員を両県から3名ずつ）
鳥取県：亀井副知事、政策戦略局長、子育て王国課長等
島根県：松尾副知事、政策企画局次長、子ども・子育て支援課長等
ファシリテーター：森山忍氏（NPO 法人まちづくりネットワーク島根理事）

(4) 政策提案内容

〈検討課題〉

若者の結婚希望を叶える出会いの機会づくりと結婚支援施策の充実

〈提案概要〉

- ① 20代をターゲットとした視覚的訴求力の高いInstagramと利用率の高いLINEを活用した出会い・結婚に係る情報発信・機運醸成（デートスポットキャンペーンやマンガの投稿による成婚エピソードの共有、スマホでの婚活セミナーへの参加、AI自己分析ツールや生成AI技術を活用した婚活相談等）
- ② 「婚活」という抵抗感を与えない出会いの機会の確保（仮面同窓会（山陰での地縁を「同窓」とし、「同窓会」という仮面（名目）のもとで山陰地方の20代が集まる場）として将来的に結婚につながるかもしれない出会いの機会を創出）

(5) 提案に対する主な意見

（ファシリテーター：森山忍氏）

- ・若者目線の意見を期待されている中でプレッシャーもあったと思うが、しっかりと現状と課題の分析を行い、政策提案できていた。今後もいろんな目線を持ちながら県の施策を考えてもらいたい。

全国知事会等の活動状況について

令和5年11月30日

総合統括課

令和6年度国予算に向けた政府への提言とりまとめや重要課題についての内閣総理大臣との懇談など全国知事会の活動のほか、鳥取・広島両県知事会議の開催等、主要な活動状況について報告します。

1 全国知事会関係

(1) 全国知事会議（全国知事会主催）

日時等 令和5年11月13日（月）13:00～14:45（都道府県会館）

出席者 平井知事ほか各都道府県知事等

内 容（取りまとめられた主な提言や議題）

- ・全国知事会による農林水産物や特産品などの輸出拡大に向けたプロモーション
- ・行政のスリム化に向けた全国的なイベントの見直し
- ・子ども・子育て政策を強力に推進するための提言
- ・令和6年度税財政等に関する提案
- ・地方創生・日本創造への提言
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「次の感染症危機における対応」（提言）等

(2) 全国都道府県知事会議（政府主催）

日時等 令和5年11月13日（月）16:00～18:40（総理大臣官邸）

出席者 （全国知事会）平井知事ほか各都道府県知事等
（政府）岸田内閣総理大臣ほか関係閣僚

内 容 岸田内閣総理大臣及び関係閣僚出席のもと、子ども・子育て、物価高・経済対策、新型コロナ・今後の感染症への対応、地方税財政、地方創生・デジタル社会、国土強靱化・防災、観光、脱炭素、地方分権などをテーマに、地方が抱える課題等について意見交換が行われた。

(3) 新型コロナウイルス緊急対策本部長としての要請活動

日時等 令和5年11月14日（火）

（厚生労働省）13:40～13:55

（内閣感染症危機管理統括庁）17:40～17:50

出席者 【要望先】三浦 靖 厚生労働大臣政務官

新藤 義孝 感染症危機管理担当大臣

【要望者】平井知事（新型コロナウイルス緊急対策本部長）

内 容 11月13日の全国知事会議でとりまとめた提言に基づき、次の感染症危機対応に向けて、国と地方のパートナーシップの強化や、地方の感染動向を踏まえた感染対策の実施等について要請を行った。

(4) 第7回日韓知事会議の開催概要

日時等 令和5年11月1日（水）15:30～18:00

音楽と森の美術館オルガンホール（山梨県）

出席者 （日本側）村井宮城県知事（全国知事会会長）、平井知事 他9名

（韓国側）李喆雨（イ・チョル）慶尚北道知事（大韓民国市道知事協議会会長）、
金鎮台（キム・ジンテ）江原特別自治道知事 他3名

内 容 「少子高齢化」、「地方創生（地方の均衡的発展）」、「日韓の自治体間の協力」をテーマとし、日韓の知事等が取組事例等の発表を行い、両国の地方政府の理解と交流を深めた。日韓地方政府による新たな協力体制の構築に向けた共同声明を發出し、令和7年に韓国で次回会議を開催することで合意した。

2 各府県との連携

(1) 近畿ブロック知事会議

日時等 令和5年11月7日(火) 13:00~15:40
ニューサンピア敦賀(福井県)

出席者 平井知事、杉本福井県知事、一見三重県知事、三日月滋賀県知事、西脇京都府知事、吉村大阪府知事、齋藤兵庫県知事、山下奈良県知事、後藤田徳島県知事、下和歌山県副知事

内 容 「大阪・関西万博の機運醸成に向けた取組」や「これからの若い世代に選ばれる働き方改革」をテーマに意見交換を実施したほか、本県から提案した「相次ぐ大規模災害への対応について」を含む5項目について新規に国に提案要望を行うことなどを確認した。

(2) 第160回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会

①第160回関西広域連合委員会

日時等 令和5年11月16日(木) 11:10~11:50
大阪府立国際会議場

出席者 亀井副知事、三日月滋賀県知事、山下奈良県知事、岸本和歌山県知事、後藤田徳島県知事、各副委員(委員代理)等

内 容 関西広域医療連携計画(中間案)や関西広域連合の海外観光プロモーションの実施計画等について報告がされた。

②関西広域連合議会

日時等 令和5年11月16日(木) 13:00~17:30
大阪府立国際会議場

内 容 本県選出の内田博長議員から自治体立病院のあり方と総合診療医の養成に関する質問のほか、今後の関西広域連合、大阪・関西万博の機運醸成等、広域的な課題について質疑が行われた。

(3) 鳥取・広島両県知事会議

日時等 令和5年11月20日(月) 14:10~15:10
皆生つるや(米子市)

出席者 平井知事、湯崎広島県知事

視 察 JR境線(鬼太郎列車)、JR河崎口駅、境漁港、境夢みなとターミナル

内 容 大規模災害への対応、中山間地域等の生活環境、地域公共交通、クルーズ船誘致に係る連携について意見交換を行い両県の課題の共有を図るとともに、今後の連携について合意した。

鳥取県ブランド保護・向上のための取組について

令和5年11月30日
政策法務課
広報課
販路拡大・輸出促進課

香港企業が県章類似マークを利用し食品販売を行っていた事案を受け、下記のとおり副知事をトップに関係部局で構成する対策組織を立ち上げ、第1回会議を開催しましたので報告します。

記

1 対策組織の概要

- (1) 構成 副知事、政策戦略局、市場開拓局、観光交流局、商工労働部、総務部
- (2) 役割 ・香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応
・被害の未然防止、ブランド向上

2 第1回会議開催概要

- (1) 期 日 11月22日(水)
- (2) 場 所 第4応接室
- (3) 議事概要 香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応状況を共有するとともに、同様の被害を未然に防止し鳥取県ブランドの向上に向け、県が保有しているロゴやキャッチフレーズ等の権利保全の現状調査を行い、各部局で連携して対応を検討していくことを確認。

3 今後の対応

- (1) 香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応
マークの使用中止に応じない場合には、訴訟も辞さない毅然とした対応を行う。
- (2) 被害の未然防止、ブランド向上
ロゴやキャッチフレーズ等の権利保全の現状調査の結果に基づき、今後保護すべきものについて商標登録等の権利保全の要否や対象地域などについて検討を行う。

(参考) 香港企業への対応状況

- (1) 事案の概要
 - ・県とは無関係の香港企業が、香港の食品見本市(R5.8月)に県章類似マークを使用した商品を出展
 - ・当該企業のホームページで県とは無関係の食品にマークを表示して販売
- (2) 対応状況
 - ・11月8日に県章の商標登録出願(中国、香港での食品関連5分類)
 - ・当該企業に対し県章類似マークの使用中止を求める警告文書を送付

個人情報に記載した書類の誤送付について

令和5年11月30日
税 務 課

西部県税事務所収税課自動車税担当が発送した自動車税滞納者に係る給与支払状況についての照会文書において、個人情報が漏洩したことが判明しましたので、その状況と今後の対応について報告します。

今後、同様の事案が発生することがないように、速やかに対策を実施します。

1 事案判明日

令和5年11月7日（火）

2 誤って送付した個人情報等

滞納者の住所、氏名、生年月日
県税に滞納があること

3 事実判明の経緯

事業所Aから連絡があり、西部県税事務所が照会した文書の内容を確認したところ、同姓同名の他者のものであったことが発覚した。

4 原因

データの誤入力及びその入力情報についてダブルチェックの不徹底

5 対応状況

- ・11月7日（火）誤送付先事業所Aを訪問して照会対象者に今回の経緯について説明及び謝罪
- ・11月8日（水）東・中・西部県税事務所長と今回の事案について情報共有
- ・11月9日（木）再発防止のため、各県税事務所においてダブルチェック体制の徹底を指示

6 再発防止策

ダブルチェック体制を徹底し、改めて個人情報の適正な取扱いについて注意喚起を行った。

- ・元データと滞納者情報管理表に入力したデータを読み合わせによりチェック
- ・誰が、いつ、何をチェックしたかを明確にしたチェックリストを新たに作成

「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について

令和5年11月30日
デジタル基盤整備課

個人番号（マイナンバー）を含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務においては、法律（※1）の規定により、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価する「特定個人情報保護評価」を実施し、その内容を記載した評価書（特定個人情報保護評価書）について公表することとされていますが、重要な変更がある場合は再度評価を行う必要があります。

国は、令和4年1月に施行された住民基本台帳法等の改正により、国外転出者が海外においてマイナンバーを活用した行政手続（例：年金関係手続等）が可能となるよう、戸籍情報を連携するためのシステム開発を進めており、令和6年度中に運用開始するとしています。

これに伴い、本県を含む都道府県は、住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」）に関する事務において、新たに戸籍の附票情報を扱うこととなり、再度、個人情報保護評価を実施する必要が生じたため、パブリックコメント等を実施しましたので、結果について報告します。

（※1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 応募期間 令和5年10月3日（火）から11月2日（木）まで
- (2) 応募方法
 - ・鳥取県ウェブサイトへの掲載
 - ・新聞広告への掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場窓口等におけるパブリックコメントの概要チラシの配架
- (3) 応募件数 2件（評価書に関する意見はなし）

2 県民参画電子アンケートの実施概要

- (1) 回答期間 令和5年10月24日（火）から11月2日（木）まで
- (2) 回答数 88件（評価書に関するもの：48件、マイナンバー制度全般に関するもの：36件、アンケート手法に関するもの：4件）
- (3) 評価書に係る主な意見
 - ・個人情報の漏えいその他の事態を発生させないための決まりごとを作成するのはとても良いこと。
 - ・情報出力の履歴を記録し、いつ誰が何のために情報を閲覧したかを検証できるようにしてほしい。
 - ・少しでも疑念のある者には情報へのアクセスを認めないようにしてほしい。また、アクセス可能な者が正しく情報を取り扱っているかの確認をおろそかにしないようにしてほしい。
 - ・なりすまし防止など、個人情報管理を厳格にほしい。
 - ・従事者は職務に忠実に評価書の内容を実行してほしい。

3 今後のスケジュール

- 令和5年12月4日・・・第三者点検（鳥取県個人情報保護審議会）
令和5年12月下旬・・・国が設置する個人情報保護委員会へ評価書の提出、公表

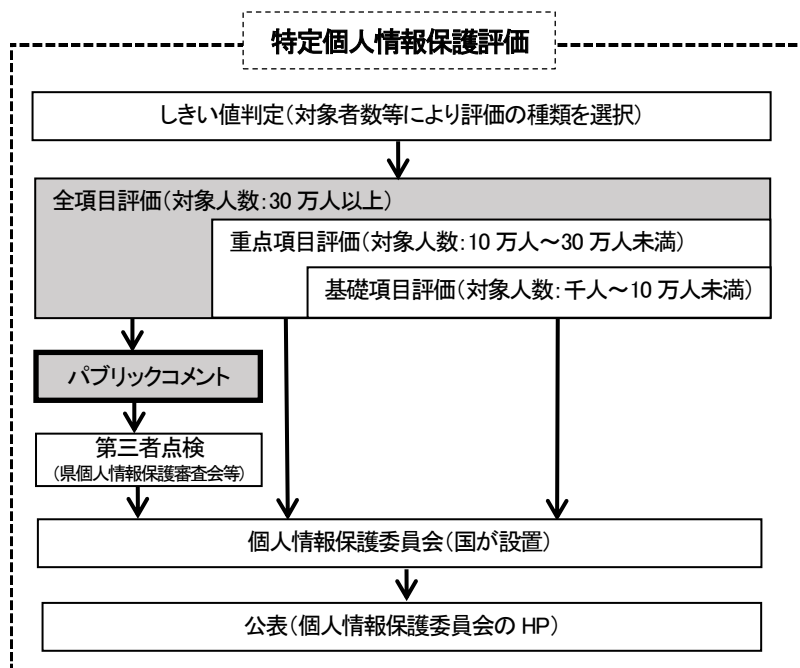
<参考> 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル(※2)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言(評価書として公表)するもの。

特定個人情報ファイルの取扱い等に変更が生じ、その変更が「重要な変更」に該当する場合には、再評価が義務づけられている。(変更が生じた場合の再評価の外、5年ごとの定期的な再評価努力義務もある)

(※2) 特定個人情報保護ファイル

特定の個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(個人情報保護法第2条第2項に規定)であり、番号法においては、個人番号(マイナンバー)をその内容に含むものをいう。



○対象人数等による“しきい値”判定によって、義務付けられる評価の種類(項目)が異なる。

○住基ネットに関する事務において鳥取県が保有する特定個人情報ファイルの対象人数は30万人を超えることから、パブリックコメントの対象となる。

住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(再評価)案の概要

1 評価対象となる事務

- (1) システムの名称
住民基本台帳ネットワークシステム (以下、「住基ネット」)
- (2) 事務の内容
住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。
- (3) 取り扱うファイル名及び内容

ファイル名	内容
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	・ 県内の市町村の住民基本台帳に記録された住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報
【追加】都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	・ 県内の市町村の戸籍の附票に記録された住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、住民票コード及びこれらの変更情報

2 主な変更点

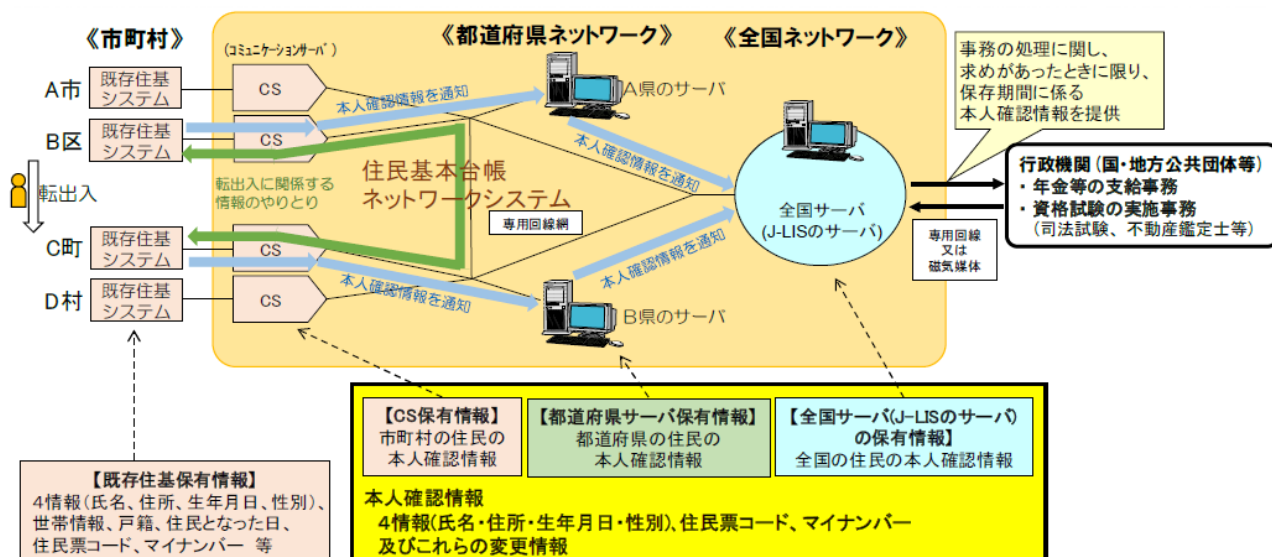
現在公表している評価書の各項目について、附票連携システムに関する以下の内容を追加する。

項目	追加する内容
①取り扱う事務	・ 附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務
②対象となる者	・ 県内の市町村の戸籍の附票に記録された者
③取り扱う情報	・ 附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)
④取り扱うファイル	・ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3 主なリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手
 - ・ 市町村からの住基ネット(専用回線)による通知に限定
 - ・ 情報の正確性、真正性は市町村における厳格な本人確認により担保
- (2) 特定個人情報の使用
 - ・ 使用者を静脈による生体認証により限定、かつ使用する端末の操作権限の限定付与
- (3) 特定個人情報の保管・消去
 - ・ 情報の保管場所への入退室管理やセキュリティ更新プログラムの更新作業等の対策を実施
 - ・ 情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて実施し、整合性を担保
- (4) 自己点検・監査
 - ・ リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認
- (5) 従事者への教育・啓発
 - ・ 住基ネットのシステム操作者に対し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する研修を実施

[参考] 住民基本台帳ネットワーク イメージ図



(出典：総務省作成資料)